

処分年月日	事業者名	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和2年3月5日	ブルーカンパニー株式会社	旅客不定期航路事業	輸送の安全の確保に関する指導	<p>令和2年1月25日21時頃、株式会社ブルーカンパニーの旅客船「新井田丸」は、旅客20名を乗せ、青森県八戸市新井田川付近を航行中、船長が水深を未把握のまま航行し、浅所に乗り揚げた。旅客の負傷者なし。</p> <p>2月13日、東北運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>3月5日、事故処理基準に定める事故等の範囲については、狭義にとらえず、運航阻害事象も含むものと理解の上、海上保安官署に対しては、救助の必要への備え又は事後となったとしても情報提供として、また運輸局に対しては、協同しての社会的対応並びに原因究明と再発防止検討のため、迅速に報告することを含む指導を行った。</p>	<p>①事故処理基準に定める事故等の範囲については、狭義にとらえず、運航阻害事象も含むものと理解の上、海上保安官署に対しては救助の必要への備え又は事後となったとしても情報提供として、また運輸局（支局・事務所含む）に対しては協同しての社会的対応並びに原因究明と再発防止検討のため、迅速に報告すること。</p> <p>②事故・インシデントの意義を再認識し、安全管理規程の内容について全社員に再教育を行うなど、安全管理規程への理解をより一層深め、安全管理規程に定める事項を確実に履行するよう徹底すること。</p>